

避難行動要支援者支援体制

実施ガイド

平成30年10月

富里市

避難行動要支援者支援体制について

災害対策基本法の改正に伴い、市町村長は要配慮者（高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する方）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する者（避難行動要支援者）を把握し、避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられました。

さらに、避難行動要支援者名簿に登載された者のうち、本人が同意した個人情報については、市は平常時から地域の区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員に名簿情報の提供が可能となりました。

これらを受け、避難行動要支援者名簿に登載された者のうち、本人が同意した名簿情報を「避難行動要支援者同意者名簿」として整備し、区・自治会、自主防災組織の皆様と共に、災害時の支援体制を整備する災害時避難行動要支援者避難プランに取り組んでまいります。

本マニュアルは地域の皆様が支援体制を整備するための参考とするものとしてとりまとめました。

避難行動要支援者とは

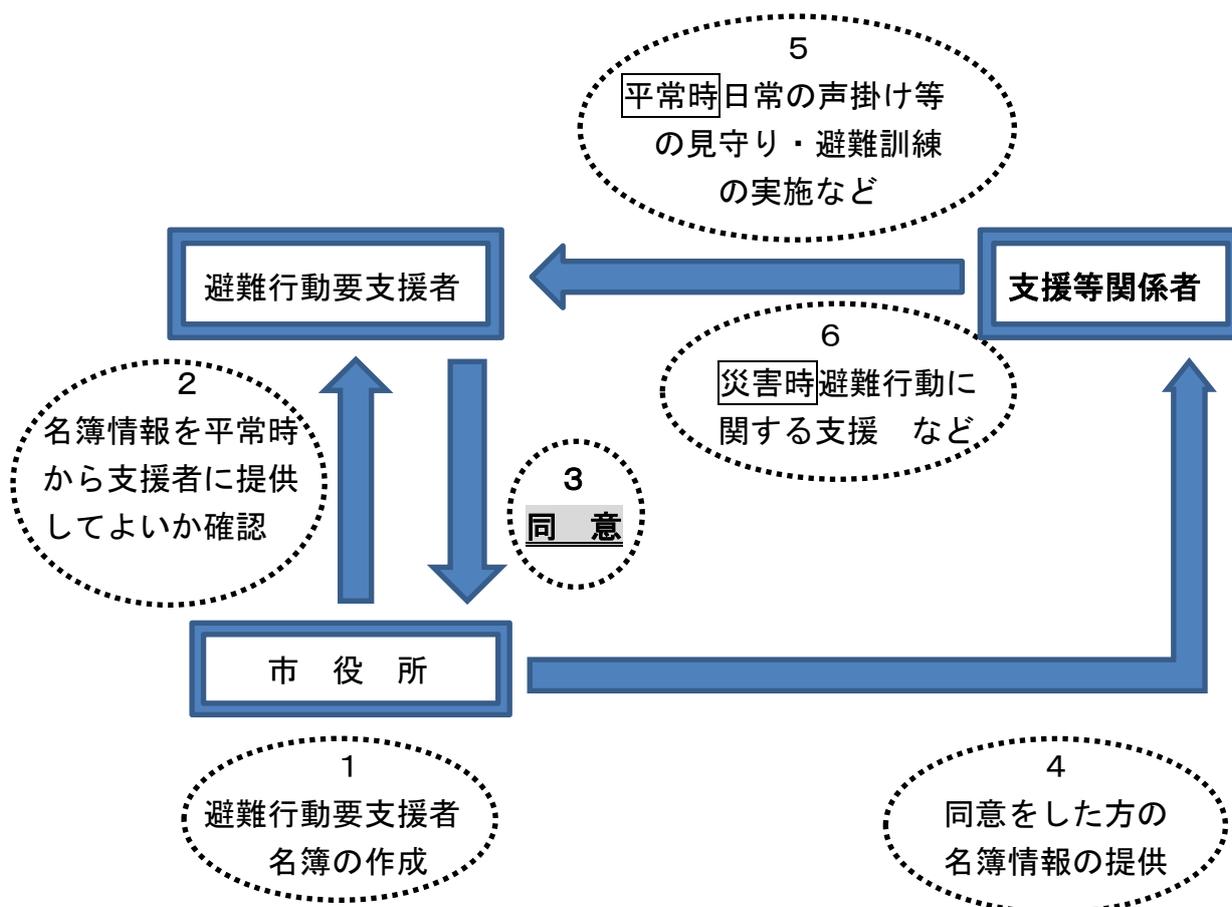
災害時に自ら避難することが困難な方であって、円滑かつ迅速に避難の確保を図るため特に支援を要する方で、次の方を対象としています。

1. 介護保険制度における要介護3～5の方、要介護1～2又は要支援1～2で一人暮らしの方
2. 身体障害者手帳1・2(総合等級)を所持する身体障害者の方
3. 療育手帳④又は療育手帳Aを所持する知的障害者の方
4. 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を保持する方で、単身世帯の方
5. 市の生活支援(福祉サービス)を受けている難病患者の方
6. 障害者世帯に属する子ども(ただし、18歳に達した年度の3月31日まで)
7. 本市に住民登録のある外国人の方
8. 次に該当し、希望する方
 - ①65歳以上のひとり暮らしの方
 - ②65歳以上の高齢者のみの世帯の方
 - ③要介護1～2、要支援1～2で単独避難が困難な方
 - ④母子健康手帳交付者(名簿登録から1年で抹消)

避難行動要支援者同意者名簿とは

避難行動要支援者のうち、区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員へ個人情報を提供することに同意した方の名簿のことです。

避難行動要支援者支援制度の仕組み



- 1 市の関係各課が対象となる避難行動要支援者を抽出し、避難行動要支援者名簿を作成します。
- 2 1で作成した名簿により、個人情報平常時から支援者（区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など）に提供してよいか確認します。
- 3 個人情報を平常時から支援者（区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など）に提供の同意・不同意の回答をいただきます。
- 4 同意した方の名簿（避難行動要支援同意者名簿）を作成し、支援等関係者である消防機関、千葉県警察、民生委員・児童委員に名簿情報の提供を行います。
また、名簿情報の提供の申し出をした区・自治会、自主防災組織に提供します。
- 5 避難行動要支援者を日常から声掛けなどの見守りや避難訓練の実施をします。
- 6 災害時は、避難行動の支援をします。

区・自治会等の活動の流れ

(1)活動内容の検討

地域での支援方法を検討し、名簿情報の提供を受けるか決定します。

※地域での検討については、区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員が集い、協力体制についても検討します。

(2)名簿情報提供の申し出

市は、申し出を受け、支援体制を構築する地域の範囲を確認します。

(3)関係書類の提出

「富里市避難行動要支援者に係る秘密の保持に関する誓約書」を市民活動推進課に提出します。

(4)名簿情報の提供

区・自治会、自主防災組織の代表者に名簿情報を提供します。名簿情報の提供を受けた代表者は「受領書」を市民活動推進課に提出します。

(5)個別訪問、個別計画の作成

名簿情報を基に、個別訪問を実施し、支援体制の個別計画を作成します。

※戸別訪問に際しては、重複して訪問することがないように、区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員で調整を行ってください。

※個別計画の作成が終わったら、その写しを市民活動推進課に提出します。

(6)支援体制の構築

個別計画を基に、避難行動要支援者に支援体制を構築します。

なお、名簿情報の更新は年1度行います。

支援体制の構築

災害発生時において、地域住民の方の行っていただく支援は、大きく分けて情報伝達、安否確認、避難支援の3つに分類されます。

避難行動要支援者の安全を確保するためには、避難行動要支援者それぞれの状況(たとえば要介護度、障害の内容、程度など)に応じた支援が必要となります。

災害時にこのような支援を迅速に行うためには、平常時から地域の避難行動要支援者を把握し、支援方法を話し合い、事前に避難行動要支援者の連絡先や、親族等の緊急連絡先、避難時に配慮しなければならない事項を確認しておくことが有効です。(個別計画)

情報伝達

災害の情報の把握に支援が必要な方に対して、避難準備情報などの情報提供を行います。

安否確認

災害時に、電話や個別訪問により安否確認を行います。

避難支援

自宅の損壊や避難準備情報の発令により、自宅に留まることができない場合に、ひとりや家族の支援のみでは避難が困難な方に対して、避難場所等安全な場所までの移動の支援や障がいの程度(特殊な器具を装着した寝たきりの方など)によっては、専門の機関への通報等の支援を行います。

※支援者の安全確保について

- ・支援者となった方は、災害時にはまず自分の身の安全を確保してください。
- ・支援者自身の安全を確保した上で、上記の災害時の支援を可能な範囲で行ってください。
- ・支援者となっても、支援を行う法的義務を負うものではありません。

避難行動要支援者ごとの避難支援の検討（個別計画）

災害時の避難支援等を行うため、避難行動要支援者同意者名簿の受領に併せて、平常時から、支援方法の検討を進めることが適切です。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、要支援者一人ひとりの支援方法を検討することが望まれます。

＜避難行動要支援者支援の参考例＞

①避難行動要支援者調査票（個別計画）

避難行動要支援者を訪問し、名簿情報には掲載されていない、要支援者の緊急連絡先や家族構成、必要とする支援等の避難行動要支援者情報を記載した避難行動要支援者調査票（個別計画）を作成します。

※訪問時は、制度のチラシを持参し、調査の同意の意向など要配慮者の意思を尊重してください。

②支援者の選定

要支援者に対しては、災害情報の伝達や安否確認等の支援を行っていただく支援者を選定します。選定には、要支援者の要望を尊重します。

※支援者は災害時に居合わせなかったり、支援者自身が被災することも考えられるので、複数の方が望ましいです。

※支援者がすぐに選定できない場合は、後日選定していただくこととしても構いません。（選定するまでの間、要支援者に対して誰がどのように災害情報の伝達等を行うのか、あらかじめ支援組織の中で担当を決めておくことが必要です。）

Q & A

●避難行動要支援者支援体制について

Q 1 : 避難行動要支援同意者名簿は、全ての区・自治会に提供されるのですか。

A 1 : 避難行動要支援同意者名簿は、全ての区・自治会に一律に提供されるものではありません。避難行動要支援同意者名簿を活用して支援体制の整備を行う区・自治会に提供します。(平常時)

Q 2 : 避難行動要支援者の支援は、行政がやるべき仕事なのではないですか？

A 2 : 災害時には行政も全力で支援にあたります。しかし、過去の大災害において、行政の対応（公助）には限界があり、近隣住民による支援（共助）が最も有効であることが明らかになっています。地域の皆さんが協力して、平常時から支援体制を整備することが求められています。

Q 3 : 災害時は、自分のこと、家族のことで手いっぱいです。避難行動要支援者を支援する余裕はないと思うのですが？

A 3 : まずは、自分や家族の安全を確保してください。そのうえで、可能な範囲で支援をお願いします。

Q 4 : 「支援者」が決められません。

A 4 : まずは避難行動要支援者の方が希望する近隣住民を、区・自治会等の班長や役員等が訪問し、支援していただけるよう依頼してください。どうしても決まらない場合は、組・班などのグループ単位、もしくは区・自治会の組織単位で支援することになります。

Q 5 : 重度の身体障がい者など、専門的な支援が必要な方はどうすればよいですか？

A 5 : ご本人や家族に対し、平素から必要な準備（機器や医薬品の備蓄、医療機関等との緊急連絡方法の確保等）を行うよう促します。
支援については、支援の可能な範囲で実施する旨を理解していただきます。

Q 6 : 「支援者」とされた人は、どんな責任を負うのですか？

A 6 : 支援を行う法的義務を負うわけではありません。可能な範囲で避難行動要支援者の支援を行ってください。

Q 7 : 区・自治会に加入していない避難行動要支援者にはどのように接したら良いですか？

A 7 : 原則として、区・自治会への加入の有無によって、支援体制の整備をする・しないに差はあってはいけないと考えますが、最終的には区・自治会の判断となります。

●避難行動要支援同意者名簿の取扱いについて

Q 8 : 台帳はどこに保管すれば良いですか？

A 8 : 自治会館や区・自治会長宅の鍵のかかる机やキャビネット等、部外者が容易に持ち出したり、見ることのできない場所に保管してください。

Q 9 : 受領した名簿について紛失、漏えい等が発生してしまった場合、どのような罰則がありますか。

A 9 : 災害対策基本法や富里市個人情報保護条例には、守秘義務違反に対する罰則はありませんが、情報の悪用は避難行動要支援者の生活を脅かすこととなりますので、取扱いには十分ご留意をお願いします。

なお、故意に名簿情報の漏えいを行った場合などは、避難行動要支援者ご本人から損害賠償請求をされる可能性があります。

Q 10 : 避難行動要支援同意者名簿はどのような人が利用可能ですか？人数制限はありますか？

A 10 : 避難行動要支援同意者に掲載されている方は、区・自治会、自主防災組織、民生委員へ個人情報を提供することに同意しています。したがって、区・自治会、自主防災組織の構成員で、避難行動要支援者への支援を行う方は利用可能です。具体的には、区・自治会、自主防災組織の役員の方などが想定されます。人数は必要最小限としてください。

Q 1 1 : 支援者が避難行動要支援同意者名簿を複写して所持することはできますか？

A 1 1 : 複製・複写はしないでください。支援者は個別計画書を所持してください。保管にあたっては、鍵のかかる机やキャビネット等、部外者が容易に持ち出したり、見ることのできない場所に保管してください。

Q 1 2 : 避難行動要支援同意者名簿を平常時の見守り活動に活用することはできますか？

A 1 2 : 避難行動要支援同意者名簿は、災害時の支援体制を構築するために、平常時から避難行動要支援者と支援者の関係づくりを進めるために提供されるものです。したがって自治会等の見守り活動にご活用いただくことも可能です。

Q 1 3 : 個別計画を市に提出する必要はありますか？

A 1 3 : 個別計画は災害発生時に区・自治会等の皆様が避難支援を行うものです。市へは、その写しを提出してください。

●避難行動要支援者の方の訪問について

Q 1 4 : 避難行動要支援者の方と面識がなく不安です。

A 1 4 : 避難行動要支援者の方が高齢者の場合、民生委員と面識があることが多いので、担当民生委員に相談しながら進めてください。

Q 1 5 : 訪問した際にどのような説明をしたらいいですか？

A 1 5 : 市のパンフレット等を持参し、災害時の支援体制整備のため、市から提供を受けた避難行動要支援者同意者名簿を基に訪問したことを伝えてください。そのあとで、個別計画の策定をする旨の説明を行ってください。

お問い合わせ先

健康福祉部 社会福祉課 電話番号：0476-93-4192

健康福祉部 高齢者福祉課 電話番号：0476-93-4981

健康福祉部 子育て支援課 電話番号：0476-93-4497

健康福祉部 健康推進課 電話番号：0476-93-4121

市民経済環境部 市民活動推進課防災室
電話番号：0476-93-1114